中東

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
アフガニスタン	ｱﾌｶﾞﾆｰ	10,050	13,750	9,800	13,500	7,000	10,700	6,750	10,450
アラブ首長国連邦	ﾃﾞｨﾙﾊﾑ	430	585	420	575	295	455	285	445
イエメン	ｲｴﾒﾝ・ﾘｱﾙ	60,350	82,600	58,900	81,100	41,850	64,050	40,350	62,600
イスラエル	ｼｪｹﾙ	429	587	418	576	297	455	287	445
イラク	ｲﾗｸ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	163,000	223,000	159,000	219,000	113,000	173,000	109,000	169,000
イラン	ﾘｱﾙ	44,000,000	60,500,000	43,000,000	59,000,000	30,500,000	47,000,000	29,500,000	45,500,000
オマーン	ｵﾏｰﾝ・ﾘｱﾙ	45.0	62.0	44.0	60.5	31.5	48.0	30.0	47.0
カタール	ｶﾀｰﾙ・ﾘﾔｰﾙ	429	587	418	576	297	455	287	445
クウェート	ｸｳｪｰﾄ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	36.00	49.25	35.25	48.50	25.00	38.25	24.00	37.50
サウジアラビア	ﾘﾔｰﾙ	440	605	430	590	305	470	295	455
シリア	ｼﾘｱ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	740,900	1,013,650	722,750	995,450	513,650	786,350	495,450	768,200
トルコ	ﾄﾙｺ・ﾘﾗ	2,585	3,535	2,520	3,470	1,790	2,740	1,725	2,680
バーレーン	ﾊﾞｰﾚｰﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	44.0	60.5	43.0	59.5	30.5	47.0	29.5	46.0
ヨルダン	ﾖﾙﾀﾞﾝ・ﾃﾞｨﾅｰﾙ	83	114	81	112	58	88	56	86
レバノン	ﾚﾊﾞﾉﾝ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	1,753,000	2,398,000	1,710,000	2,355,000	1,215,000	1,860,000	1,172,000	1,817,000